会津若松市新斎場整備運営事業

募集要項等に関する質問（第2回）に対する回答

・「会津若松市新斎場整備運営事業」の募集要項等について、令和8年11月5日までに寄せられた質問への回答を公表します。

・質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

・各質問への回答は、現時点での会津若松市の考え方を示したものです。募集要項等の内容について加筆・修正等を行う場合は、適宜、修正版等を提示しますのでご留意ください。

・質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合があります。

令和8年11月19日

福島県会津若松市

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
1	要求水準書	ZEB-Readyについて	13	第3	2	(4)				「ZEB-Ready以上の環境性能を満足する建物とし、認証を得ること」とありますが、省エネ適合性判定にてBEIが0.5以下であることが確認申請機関によって確認されればよろしいでしょうか。もしくはBELSの申請を行い、ZEB-Readyの評価を得る必要がありますでしょうか。	BELSの申請を行い、ZEB-Ready以上の評価を取得してください。
2	要求水準書	要求水準書 第4　施設整備業務 4　設計業務 エ　設計意図伝達 設計意図伝達の業務内容について	43	第4	4		エ			設計意図伝達業務の具体的な業務範囲についてご教示ください。 設計意図伝達業務は、 ・設計内容の補足説明 ・設計図書に関する工事監理者(市)からの質疑への回答 ・材料、仕上げ材や色彩等の提案内容に対する設計意図との適合性に関する助言 を想定しており、 施工図・製作図等の確認、工事定例会議への継続的な参加、施工者・火葬炉メーカー・専門業者間の調整、現場確認、各種検査立会等の工事監理業務に該当する業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 また、工事期間中に想定する設計者の会議出席回数及び対応頻度についても想定されているイメージがありましたらご教示頂ければと思います。	設計意図伝達業務の具体的な業務範囲について、詳細は協議によりますが、基本的にはお見込みのとおりであり、工事監理業務に該当する業務は含みません。 ただし、本事業が包括発注である趣旨を鑑み、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある施工図等は事業者の判断にて適宜確認してください。 また、設計意図伝達業務の業務範囲に関わらず、施工者・火葬炉メーカー・専門業者間の調整は事業者にて適切に実施するとともに、募集要項等に定めるとおり適切なセルフモニタリングを実施してください。 なお、工事期間中は、オンラインも併用しながら、月1回程度の定例会議への出席や、必要に応じて現場確認や協議をお願いしたいと考えていますが、想定する設計者の会議出席回数や対応頻度については、実際の進捗状況に応じて協議によるものとします。
3	要求水準書 別紙3	造成レベルについて								造成工事が2027年に開始予定とのことですが、造成レベル、もしくは雨水排水側溝のレベルを多少調整するための協議をさせて頂くことは可能でしょうか。 (ご提示頂いた造成図は西側に勾配がとられる計画ですが、もし可能であれば、造成面はできるだけフラットにして頂き、建設工事で建物から雨水排水側溝に向けた勾配を確保するような計画への調整をさせて頂ければと考えました。)	周辺環境への配慮や安全性を考慮した結果、お示しした造成計画としているため、原則として造成内容の変更は不可とお考え下さい。ただしご質問の趣旨に配慮し、合理的な理由がある場合、市は可能な範囲で協議に応じるものとします。

■様式集に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
1	様式集	建中利息について								様式5-3「施設整備の対価(対価A)内訳書」の80行目に記載されている「建中利息」について、当該費用を計上しない場合は、当該項目(行)を削除しても差し支えないでしょうか。	お見込みのとおりです。

■事業契約書(案)に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答
			頁	数	数	(数)	カナ	(ア)	英字		
1	設計・建設工事請負契約書(案)	第12条(各種調査業務) 受嘱後の地質調査の増額リスクについて	6							9月29日に公表頂いた「R80929_新旧対照表」の設計・建設工事請負契約書(案)変更事項で、「5 発注者は、現斎場の建物、建築設備、火葬炉等又は工事用地について、事前に予期することができない地質障害、地中障害物及び土壌汚染に起因して発生する合理的費用を負担する。」と記載頂きましたが、受嘱後の地質調査で想定外の地盤状況が確認された場合も上記の対象となると理解してよろしいでしょうか。	事前に予期することができないものであったと合理的に認められる場合については、ご理解のとおりです。
2	設計・建設工事請負契約書(案)	第71条(発注者の損害賠償請求等)	27							契約書(案)第71条の、履行遅延、契約不適合、等に起因する損害賠償責任の適用にあたっては、共同企業体各構成員の担当業務及び当該事象との因果関係を踏まえて責任の有無や範囲が判断されるものと理解してよろしいでしょうか。例えば、建設段階における施工上の事由等については、募集要項 別紙2 施設整備対価A-2、に該当する業務を担当する事業者が、賠償額は対価A-2を上限をもって賠償するものとするとの理解でよろしいでしょうか。	同条の損害賠償責任は、市との関係では受注者である共同企業体が全体として負うものであり、共同企業体の各構成員は他の構成員の担当業務についても連帯して責任を負うことになります。また、賠償の範囲は市が被った損害全体であり、サービス対価の価額に限定されるものではありません。